

## 医療機能情報提供制度に関するQ & A（令和3年11月1日版）

### 1 制度全般（指導も含む） … 3

Q 1 医療機関は医療法第6条の3以外の規定に基づいて変更許可申請書や変更届等を保健所に提出していますが、同じ変更内容について医療機能情報提供制度による報告も行う必要があるのですか。

Q 2 医療機能情報提供制度による報告を行わなかった場合や虚偽の報告を行った場合はどうなりますか。

Q 3 保健所に報告した情報は、医療機関内で閲覧に供する必要がありますが、具体的にはどのような方法で閲覧を行えばよいのでしょうか。

Q 4 医療機関が報告した情報はどこで公表されているのですか。また、医療機関がシステムで情報を登録する場合には、どこからシステムに入るのでしょうか。

### 2 報告の対象となる医療機関 … 7

Q 1 事業所内の診療所で診察室等の特定の施設を設けていない場合は、報告は必要でしょうか。

Q 2 当院は現在医師が病気療養中等の理由で休止していますが、報告が必要でしょうか。

### 3 報告が必要なとき（廃止・休止の場合の報告の取扱いを含む） … 7

Q 1 年1回の報告を行えば、11月の報告の時期以外に変更事項があった場合でも、報告する必要はないのですか。

Q 2 新規に診療所を開設したばかりであり、10月に既に医療機能情報提供制度報告書を保健所に提出しているのですが、11月1日時点の状況を11月15日までに再度報告をする必要があるのでしょうか。

Q 3 基本情報以外の項目に変更があった場合には、毎年1回、11月の定例の報告のときに報告すればよいのですか。

Q 4 医療機関を休止することになりましたが、報告は必要でしょうか。

Q 5 医療機関を廃止することになりましたが、報告は必要でしょうか。

### 4 毎年11月の報告日（報告期限）の取扱い … 8

Q 1 報告期限が土曜日、日曜日及び祝日に当たる場合は、どのような扱いになりますか。

### 5 報告の方法 … 9

Q 1 当方の医療機関にはインターネット環境がありませんが、どのようにして報告すればよいのですか。

Q 2 この度、新たに医療機関を開設することになりましたが、報告はどのようにして行えばよいのでしょうか。

- Q 3 平成21年度から新たに報告する項目が追加されていますが、どのようにして報告すればよいのですか。
- Q 4 平成19年度に示された報告用の様式と今回示された様式の一部が異なっていますが、再度報告書を一式作成して提出する必要があるのですか。また、注意すべきことはありますか。
- Q 5 システムを利用して報告しますが特に注意しなければならない点がありますか。
- Q 6 システム上で年1回の定例の報告が済んでいるか確認する方法はありますか。
- Q 7 システムを利用するためのマニュアルはどこで見ることができますか。

## 6 報告の内容 … 12

|                                                                                                  |       |    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|----|
| (1) 医療機関名称                                                                                       | _____ | 12 |
| (6) 診療科目                                                                                         | _____ | 12 |
| (7) 診療科目別の診療日、(8) 診療科目別の診療時間、(14) 診療科目別の外来受付時間                                                   | _____ | 12 |
| (8) 診療科目別の診療時間                                                                                   | _____ | 12 |
| (9-1) 外来区分                                                                                       | _____ | 12 |
| (11) 医療機関保有の駐車場                                                                                  | _____ | 13 |
| (12) 案内用ホームページアドレス                                                                               | _____ | 13 |
| (18) 院内処方の有無                                                                                     | _____ | 13 |
| (19) 対応することができる外国語の種類                                                                            | _____ | 13 |
| (24) 入院食の提供方法                                                                                    | _____ | 14 |
| (26) 保険医療機関、公費負担医療機関その他の病院(診療所)の種類                                                               | _____ | 14 |
| (10) 生活保護法指定医療機関)                                                                                | _____ | 14 |
| (21) 地域医療支援病院)                                                                                   | _____ | 14 |
| (28) 治験(薬事法に規定するもの)の実施の有無及び契約件数                                                                  | _____ | 15 |
| (31) 医療従事者の専門資格の種類及び種類毎の人数                                                                       | _____ | 15 |
| (32) 保有する施設設備                                                                                    | _____ | 15 |
| (33) 併設している介護施設                                                                                  | _____ | 15 |
| (34) 対応することができる疾患・治療内容                                                                           | _____ | 16 |
| (35) 対応することができる短期滞在手術                                                                            | _____ | 16 |
| (36) 専門外来の有無                                                                                     | _____ | 17 |
| (37) 健康診断・健康相談の実施                                                                                | _____ | 17 |
| (38) 対応することができる予防接種                                                                              | _____ | 18 |
| (44) 医療従事者の人員数                                                                                   | _____ | 18 |
| (45) 看護師の配置(実質配置)状況                                                                              | _____ | 18 |
| (50) 情報開示に関する窓口の有無                                                                               | _____ | 18 |
| (53) ②外来患者数                                                                                      | _____ | 19 |
| <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">複数項目に跨るもの</span> 有床診療所であるが病床の利用を行っていない場合の対応 | _____ | 19 |
| (改正履歴)                                                                                           | _____ | 20 |

## 1 制度全般（指導も含む）

Q 1 医療機関は医療法第6条の3以外の規定に基づいて変更許可申請書や変更届等を保健所に提出していますが、同じ変更内容について医療機能情報提供制度による報告も行う必要があるのですか。

A 1 医療法令では、医療機能情報提供制度による報告とそれ以外の許可及び届出の根拠となっている条文が別々に定められています。このことから、医療機能情報提供制度の根拠となる医療法第6条の3以外の規定に基づく許可や届出等の手続きを行なっても、別途、情報の変更報告を保健所にさせていただく必要があります。

ただし、医療機関が休止又は廃止される場合は、医療機能情報提供制度変更報告書の提出は不要とする取り扱いとしています。

なお、医療機能情報提供制度による報告については「山形県医療機関情報ネットワークシステム」（以下「システム」という。）を利用して行なうことができます。システムで報告を行った場合には、医療機能情報提供制度変更報告書（書面）を保健所に提出する必要はありません。

（例）医療法人の開設する診療所が診療科目を変更する場合

| 保健所に提出する書類名     | 山形県医療法施行細則の 様式 番号 | 医療法の根拠条文     |
|-----------------|-------------------|--------------|
| 医療機能情報提供制度変更報告書 | 様式第1号             | 医療法第6条の3第2項  |
| 診療所開設許可事項中一部変更届 | 様式第7号             | 医療法施行令第4条第1項 |

Q 2 医療機能情報提供制度による報告を行わなかった場合や虚偽の報告を行った場合はどうなりますか。

A 2 医療機関の皆様には正確な情報を速やかに報告していただくようお願いします。御質問にあるような状況となった場合は、県が該当する医療機関に対して、次のような措置をとることとなります。

- ① 医療機関の管理者が報告を行わない場合や報告された情報に誤りがあった場合は、保健所長が当該医療機関の開設者又は管理者に対し、適切な報告を行うよう指導します。
- ② 当該医療機関の開設者又は管理者から指導に従っていただけない場合や故意に虚偽の報告を行うなど悪質である場合には、医療法第6条の3第6項に基づき、病院等の開設者に対し管理者から報告又は報告内容の是正を行わせるよう保健所長が命令することとなります。  
※ この命令に違反した場合には、医療法第29条の規定により知事が開設許可を取り消すことができることとされています。
- ③ 管理者から報告を受けた医療機能情報の一部や全部が正確でない場合には、必要に応じて保健所長が当該情報の一部又は全部をシステムから削除することがあります。

Q 3 保健所に報告した情報は、医療機関内で閲覧に供する必要がありますが、具体的にはどのような方法で閲覧を行えばよいでしょうか。

A 3 次のような方法が考えられます。

- ① 保健所に提出した医療機能情報提供制度報告書の控えを医療機関内に備え付ける。  
※ このとき、報告書に記載されている「連絡担当者等」欄については、削除しても差し支えありません。
- ② システムにアクセスし、画面等に表示される情報を紙に出力して医療機関内に備え付ける。
- ③ インターネット等を利用して待合室に備え付けてあるパソコンやテレビの画面上で、患者が医療機関の情報を直ぐに見られるようにしておく。
- ④ 患者等から申し出があった場合に、情報を記載した電子メールを送信したり、情報を保存したCD-ROMを交付する。等

Q 4 医療機関が報告した情報はどこで公表されているのですか。また、医療機関がシステムで情報を登録する場合には、どこからシステムに入るのでしょうか。

A 4 報告していただいた情報は、山形県庁ホームページの中の「山形県医療機関情報ネットワーク」で一般県民向けにインターネット上で公表されています。

(<https://www.pref.yamagata.jp/medical-net/> )

また、医療機関がシステムを利用して情報を報告する場合には、画面左の「管理者ログイン」ボタンをクリックして専用のページにアクセスし、予め県から連絡しているアカウント・パスワードを入力してシステムに入ります。

## ●山形県庁 トップページ



山形県庁ホームページのトップページで「医療機関検索」をクリックします。

●山形県医療機関情報ネットワーク トップページ

The screenshot shows the homepage of the Yamagata Prefecture Medical Institution Information Network. At the top left is the logo and the title '山形県医療機関情報ネットワーク'. At the top right is a '文字サイズ' (Text Size) selector with '小' (Small) and '大' (Large) options. Below the header is a navigation bar with 'お知らせ' (Notice) and '管理者ログイン' (Admin Login). The main content area features several large buttons: '医療機関を検索 (病院・診療所・助産所)' (Search Medical Institutions), '子育て' (Childcare), '休日夜間診療所一覧' (List of Weekend/Evening Clinics), '精神科を探す' (Find Psychiatry), '予約' (Reservation), and 'English Search'. A QR code is displayed with the text '携帯電話でご利用の場合は QRコードを読み取り、ご利用ください。' (If you use a mobile phone, please scan the QR code and use the service). Three callout boxes provide instructions: one for the '管理者ログイン' button, one for the '医療機関を検索' button, and one for the QR code.

山形県医療機関情報ネットワーク

文字サイズ 小 大

お知らせ

医療機関を検索  
(病院・診療所・助産所)

子育て

休日夜間  
診療所一覧

精神科を  
探す

予約

English Search

電話相談 詳しくはこちら

詳しくはこちら

詳しくはこちら

携帯電話でご利用の場合は  
QRコードを読み取り、ご利用ください。

管理者ログイン

このボタンをクリックして医療  
機関の情報を検索します。

医療機関がシステムを利用して情  
報を報告する場合には、このボタ  
ンをクリックして、登録用のシステ  
ムにログインします。

QRコードを携帯電話で読み取るこ  
とで、携帯電話からも情報を閲覧す  
ることができます。  
※ 画面の大きさの関係もあり表示  
される情報は制限されます。

●システムで表示される医療機関の情報の例

(パソコンのシステム)



(携帯電話のシステム)

■山形県医療機関情報ネットワーク■

[医療機関を検索](#)  
[お薬所を検索](#)  
[薬局を検索](#)

[子供のけがや病気](#)  
[女性特有の診療・相談](#)  
[休日急患診療所](#)  
[産婦人科を探す](#)

【お知らせ】

2012/03/27  
山形県医療機関情報ネットワークシステムがリニューアルしました！

2009/05/15  
「医療機関を検索」から、病院・診療所・助産所を探すことができます。

2009/05/15  
携帯電話を御利用で、助産所を探したい方は「助産所を検索」を選択してください。

2009/05/15  
「薬局を検索」から、薬局を探すことができます。

[目的、情報の取扱について](#)  
[トップメニュー](#)

Copyright © Yamagata Prefecture Government All Rights Reserved

■山形県医療機関情報ネットワーク■

—山形県立中央病院—  
〒981-8511 山形市中央

【住所】 〒980-2292  
山形県山形市松波1-8-30

【電話(平日)】 023-685-2626  
【電話(休日)】 023-685-2626

【交通手段】  
J月「瀬田駅」より徒歩5分。山形交通バス停留所「県立中央病院」にて下車。

【病院の院設者名】  
山形県  
【病院の管理者名】  
小田 雅晴

【無料駐車場の台数】 0 台  
【有料駐車場の台数】 1635 台  
【受付時間】  
平日: 13:00～20:00  
土曜: 13:00～20:00  
休日: 13:00～20:00

[基本情報](#) [診療科目](#) [外来受付時間](#)  
[対応外国語](#) [予約検索](#)  
[車椅子利用者に対するサービス](#)

[医療機関を検索](#)  
[目的、情報の取扱について](#)  
[トップメニュー](#)

Copyright © Yamagata Prefecture Government All Rights Reserved

## 2 報告の対象となる医療機関

Q 1 医療法上は事業所内の診療所となっていますが、診察室等の特定の施設を設けず、会議室などを使用して従業員を対象とした健康診断を実施しているような場合は、報告は必要でしょうか。

A 1 診察室等の特定の施設を設けず、会議室などを使用して従業員を対象とした健康診断のみを行っている診療所については、報告は必要ありません。また、刑事施設内の医療機関や巡回診療所についても報告は不要です。

Q 2 当院は現在医師が病気療養中等の理由で休止していますが、報告が必要でしょうか。

A 2 報告すべき管理者が病気療養中等で報告書を作成することが困難と判断されるので、報告は不要とします。再度、診療を開始する時点で医療機能情報提供制度報告書（書面）を保健所に提出してください。

## 3 報告が必要なとき（廃止・休止の場合の報告の取扱いを含む）

Q 1 山形県の場合、毎年1回、11月の定例の報告（11月1日時点のものを11月15日まで）に、医療機関が県に報告することになっています。年1回の報告を行えば、11月の報告の時期以外に変更事項があった場合でも、報告する必要はないのですか。

A 1 次に挙げる基本情報に変更があった場合には、速やかに県に報告していただく必要があります。

- (1) 医療機関の名称
- (2) 医療機関の開設者
- (3) 医療機関の管理者
- (4) 医療機関の所在地
- (5) 案内用電話番号及びファクシミリ番号
- (6) 診療科目
- (7) 診療日（診療科目別）・助産所は就業日
- (8) 診療時間（診療科目別）・助産所は就業時間帯
- (9) 病床種別及び届出・許可病床数
- (9-1) 外来区分（一般外来受付の有無）

Q 2 新規に診療所を開設したばかりであり、10月に既に医療機能情報提供制度報告書を保健所に提出しているのですが、11月1日時点の状況を11月15日までに再度報告をする必要があるのでしょうか。

A 2 そのとおりです。

ただし、医療機能情報提供制度報告書を既に提出しているのであれば、あらかじめシステムに情報が登録されていますから、変更事項だけを更新すれば結構です。

Q 3 基本情報以外の項目に変更があった場合には、毎年1回、11月の定例の報告のときに報告すればよいのですか。

A 3 基本情報以外の項目に変更があった場合でも、随時県に報告を行うことができます。県民に正確な情報を適宜提供していく観点からも、報告を行っていただくことが望ましいと言えます。

その中でも特に、「(14)外来受付時間」は、基本情報である「(7)診療日」及び「(8)診療時間」と連動していますので、変更の報告をお願いします。

なお、次に挙げる項目については、11月1日時点の状況又は前年度の実績ですので、報告していただく必要はありません。

ただし、「(34)対応することができる疾患・治療内容」などについては、受診する患者に誤解を与えな



いようにするため、医師の異動などによって対応できなくなった項目がある場合には、その項目は削除してください。

- (34) 対応することができる疾患・治療内容 (手術件数は前年度実績)
- (44) 医療機関の人員配置 (11月1日時点)
- (45) 看護師の配置状況 (前年度実績)
- (53) 患者数 ( " )
- (53') 分娩取扱数 ( " )
- (54) 平均在院日数 ( " )

Q 4 医療機関を休止することになりましたが、報告は必要でしょうか。また、休止した場合、システムに登録されている情報はどうなりますか。

A 4 医療機関を休止する場合には、医療法第8条の2第2項の規定に基づく休止届を保健所に提出していただければ、情報の変更報告を不要とする取り扱いとしています。  
休止届が保健所に提出された場合には、保健所でシステムに登録されている情報を一旦削除することになります。

Q 5 医療機関を廃止することになりましたが、報告は必要でしょうか。また、廃止した場合、システムに登録されている情報はどうなりますか。

A 5 医療機関を廃止する場合には、医療法第9条の規定に基づく廃止届を保健所に提出していただければ、情報の変更報告を不要とする取り扱いとしています。  
廃止届が保健所に提出された場合には、保健所がシステムに登録されている情報を削除します。

#### 4 毎年11月の報告日(報告期限)の取扱い

Q 1 県規則(山形県医療法施行細則)では、「毎年11月15日までに、当該報告を行う年の11月1日現在の情報について」とされていますが、報告期限が土曜日、日曜日及び祝日に当たる場合は、どのような扱いになりますか。

A 1 報告期限が土曜日、日曜日及び祝日で県機関の休日に当たる場合は、休日の翌日をもってその期限とみなすこととなります(山形県の休日を定める条例)。  
例えば、令和2年度は県規則で定める報告期限である11月15日は日曜日に当たり県機関の休日になりますので、11月16日の月曜日が報告期限となります。  
なお、毎年1回の定例の報告の時期が近づきましたら、県が報告の必要な医療機関に対してお知らせをいたします。



## 5 報告の方法

Q 1 医療機能情報の報告については、医療機関がシステムにインターネットを利用して直接アクセスし、情報を入力・登録して報告を行うことになっています。当方の医療機関にはインターネット環境がありませんが、どのようにして報告すればよいのですか。

A 1 医師会・歯科医師会の会員となっている方は、郡市地区医師会・郡市地区歯科医師会にシステムへの代行入力を書面で依頼してください。

医師会・歯科医師会の会員でない場合等、登録を依頼できない場合には、所管の保健所に書面で報告書を提出してください。

提出する書面については、今回の通知でお示ししている別紙様式や報告書の様式を参照してください。このとき、変更・追加部分分かるように、変更・追加のある報告書の頁（変更・追加する部分のみを朱書きで記載したもの）を必ず添付してください。それ以外の**変更や追加のない部分を提出する必要はありません。**

| 区 分               |                      | 報 告 方 法                                            | 報告の際<br>提出する書類                          |
|-------------------|----------------------|----------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| インターネット<br>環境     | 医師会・歯科医師会<br>への加入の有無 |                                                    |                                         |
| ① あり              | 加入・未加入<br>いずれも       | 医療機関が直接システムに直接入力・登録して報告します。                        | 不 要                                     |
| ② なし              | 加 入                  | 郡市地区医師会・郡市地区歯科医師会に、右欄に示す書類を提出して、システムへの登録を依頼してください。 | ・別紙1<br>・別紙3<br>※報告書で変更・追加のある場合はその頁を添付  |
| ③ ①、②による報告ができない場合 |                      | 所管保健所へ右欄に示す書類を提出して報告してください。                        | ・別紙2<br>・別紙3<br>※報告書で変更・追加のある場合は、その頁を添付 |

Q 2 この度、新たに医療機関を開設することになりましたが、報告はどのようにして行えばよいのでしょうか。また、システムにアクセスするために必要なID（アカウント）とパスワードを発行してもらうために、何か手続きが必要ですか。

A 2 新規に医療機関を開設する場合は、開設した時点の情報を、書面で所管の保健所に報告してください。報告書の様式が必要な場合には所管の保健所に御連絡ください。

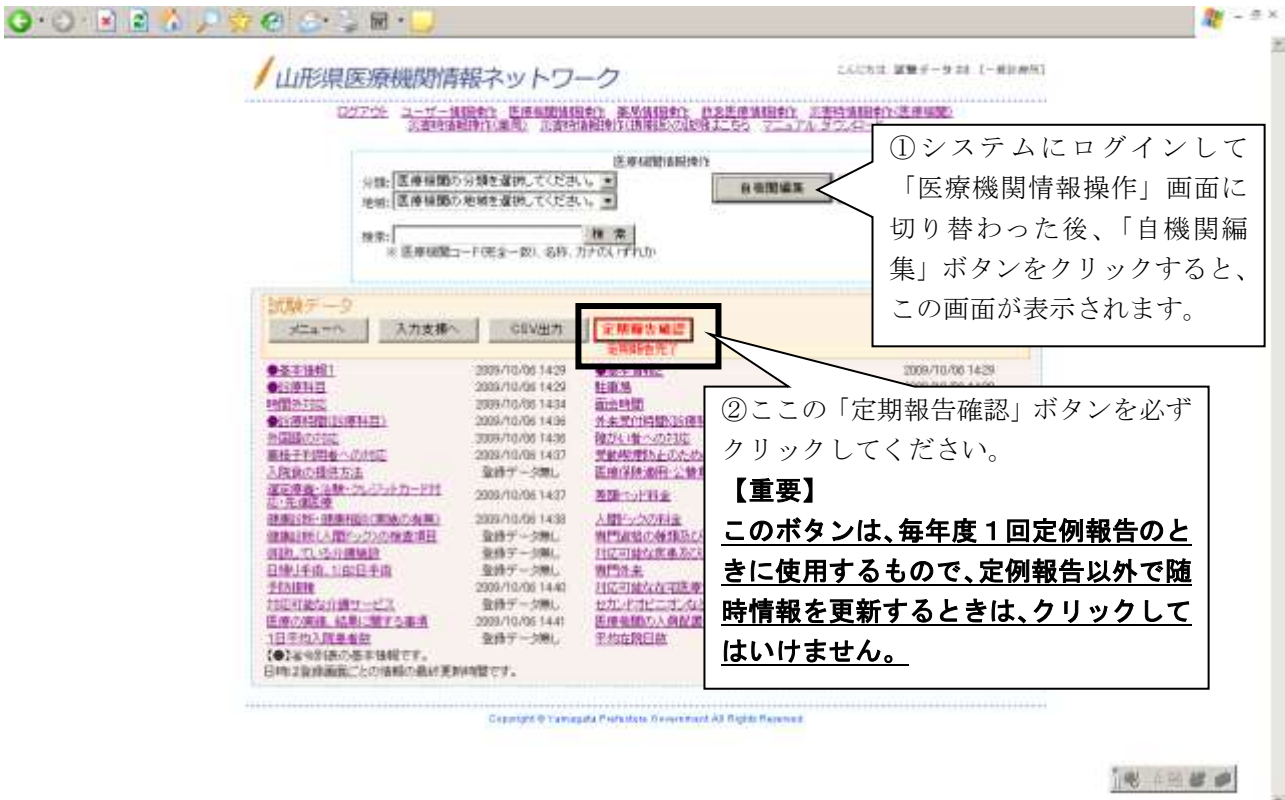
なお、アカウントとパスワード発行については手続きの必要はありません。県庁（健康福祉企画課）から医療機関に通知します。

Q 3 昨年度までの報告用の様式と今回示された様式の一部が異なっていますが、再度報告書を一式作成して提出する必要があるのですか。また、注意すべきことはありますか。

A 3 報告書一式を提出していただく必要はありません。昨年度までと異なっている項目に情報の変更・追加が必要な場合には、通常の変更・追加と同様の方法で併せて報告してください。

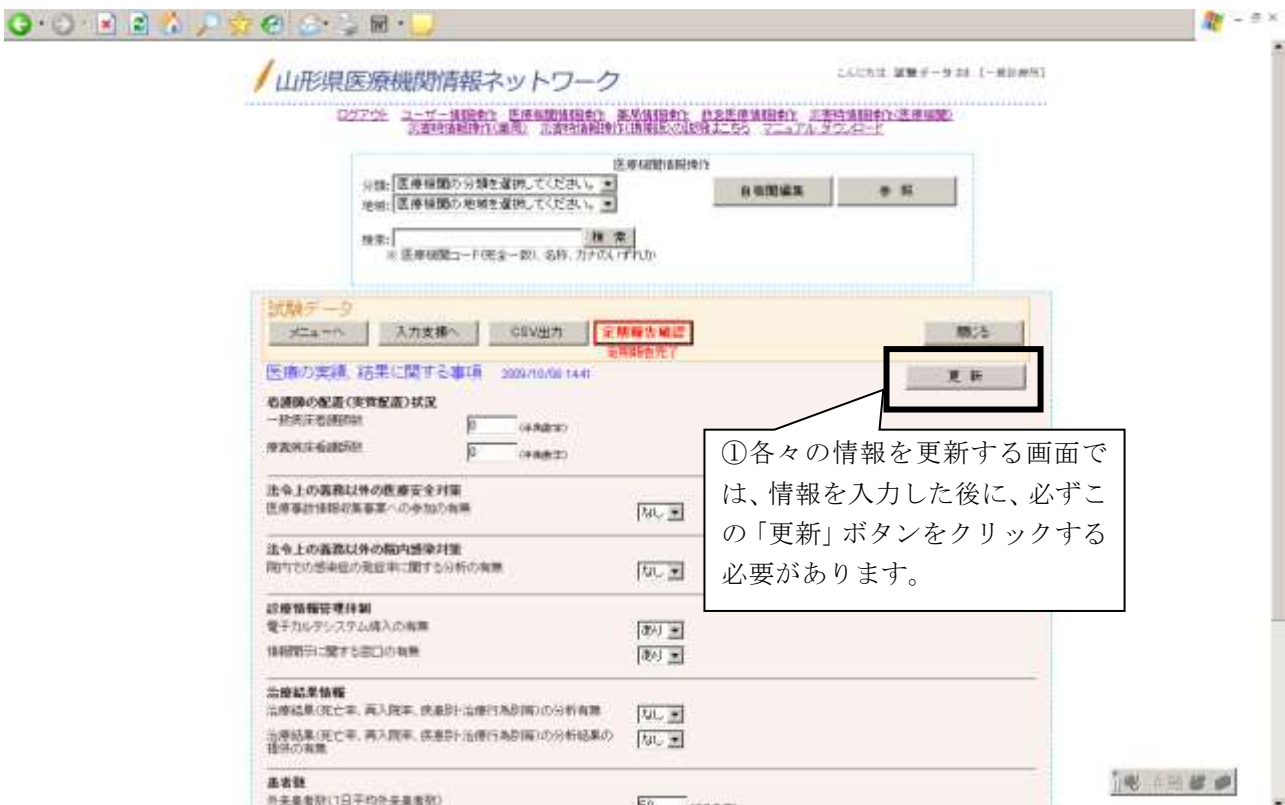
Q4 システムを利用して報告しますが特に注意しなければならない点がありますか。

A4 年1回の定例の報告（11月）の場合には、これまでに保健所に報告いただいた内容に変更があるなしに関わらず、「医療機関情報操作」画面において、11月1日以降に必ず「定期報告確認」ボタンをクリックする必要があります。



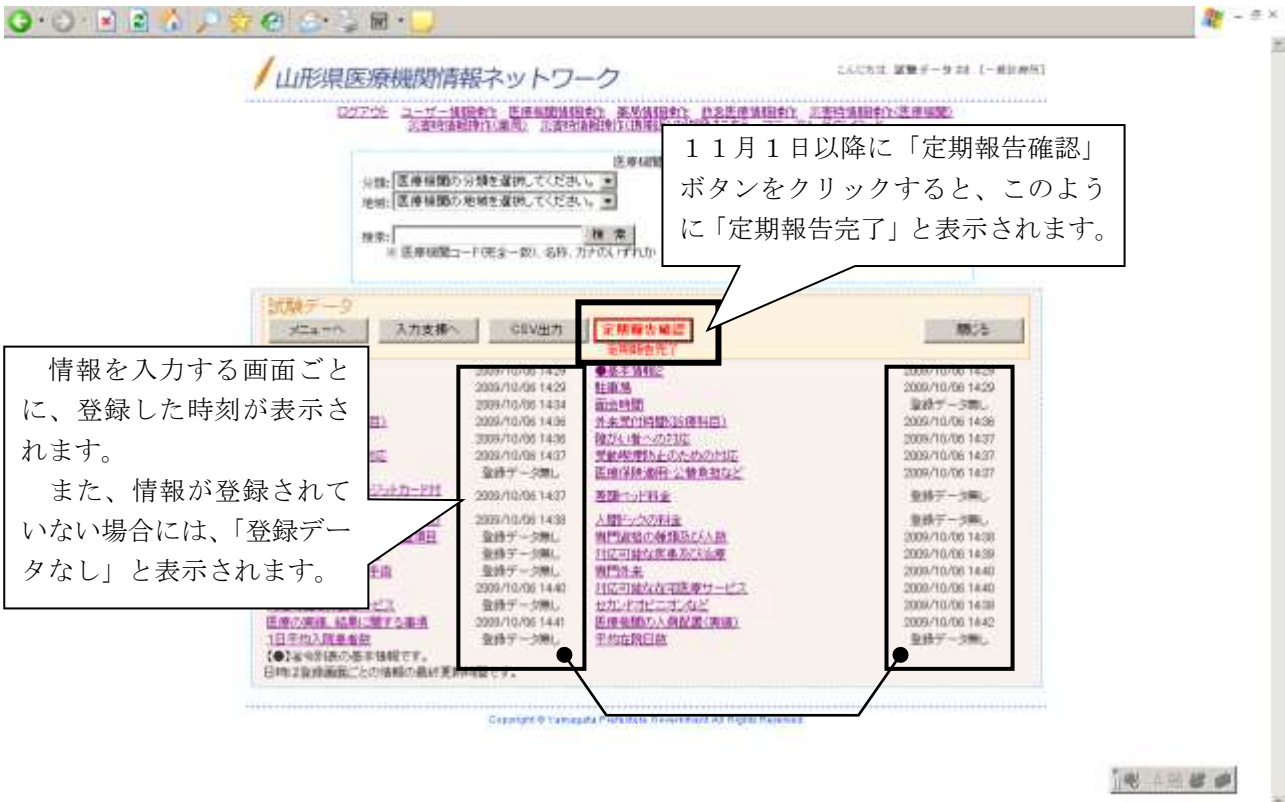
11月1日よりも前にこの処理を行ったり、11月1日以降も処理を行わない場合には、システム上報告がなされていないものとみなされます。

なお、これまでに保健所に報告いただいた内容に変更がある場合には、各々の登録画面で必ず「更新」ボタンをクリックして更新内容を登録した上で、「定期報告確認」ボタンをクリックしてください。



Q5 システム上で年1回の定例の報告が済んでいるか確認する方法はありますか。

A5 システムにログインした後、「自機関編集」ボタンをクリックすると、下のような画面が表示されます。  
情報を入力する画面ごとに、登録した時刻が表示されます。また、**毎年度11月1日以降に、必要な情報を登録した後に「定期報告確認」ボタンをクリックすると、「定期報告確認」ボタンの直ぐ下に「定期報告完了」と表示され、その年度の年1回の定例報告が終わっているか確認することができます。**



Q6 システムを利用するためのマニュアルはどこで見ることができますか。

A6 システムにログインした後に表示される画面で、「マニュアルダウンロード」をクリックするとPDFファイルでマニュアルをダウンロードすることができます。



## 6 報告の内容

### (1) 医療機関名称

Q 1 出張のみの助産所の場合はどのように記載するのですか。

A 1 名称に「(出張のみ)」と追記してください。

例 山形助産所 (出張のみ)

### (6) 診療科目

Q 1 登録したい診療科目が、システムの画面に表示されておらず、県通知による様式にも記載されていないので変更の報告ができません。このような診療科目を報告する場合にはどのようにすればよいですか。

A 1 平成20年4月1日から広告することができる診療科名の制度が改正され、従来、広告することができなかった診療科名についても、一定の要件を満たせば新たに広告することが認められるようになりました。

システムに登録したい診療科名がない場合には、保健所にお問い合わせください。その診療科名の適否について判断し、広告することが可能である場合には新しい診療科名をシステムに設定した上で、別途御連絡します。

### (7) 診療科目別の診療日、(8) 診療科目別の診療時間、(14) 診療科目別の外来受付時間

Q 1 特別養護老人ホーム等の施設内診療所については、診療時間・受付時間は報告しなくてもよいのですか。

A 1 診療時間については、医師が在所して診察・診療を行っている時間帯を報告してください。

受付時間についても、一般の外来は受け付けていないものの、入所者の外来は受け付けていることになるので報告をお願いします。(受付と診察を同時に行っているものとして、診療時間と同じ時間帯を報告してください。)

### (8) 診療科目別の診療時間

Q 1 午後の部が2回ある場合、例えば、13:30～15:30までと16:00～19:00のような場合は、どのように時間帯を報告すればよいのでしょうか。

A 1 「午後の部」を「13:30～15:30」と、「夜間の部」を「16:00～19:00」として報告してください。

### (9-1) 外来区分

Q 1 特別養護老人ホーム等の施設内に設置している診療所については、診療の対象が施設への入所者に限られているので、「一般の外来を受け付けていない。」を選択することになるのでしょうか。

A 1 そのとおりです。事業所内に設置している診療所で、当該事業所に勤務している者のみを診療の対象としている場合も同様です。

#### (11) 医療機関保有の駐車場

Q 1 当院は隣接する駐車場を病院の駐車場として利用しています。

このため、原則有料ですが、患者さんや入院患者の見舞いに来た方については、窓口で時間制限付きの無料券を配布しています。このような場合、有料・無料のいずれに該当するものとするでしょうか。

A 1 有料に該当するものとして記入してください。その上で、(7) 診療科目別の診療日・(8) 診療科目別の診療時間及び(14) 診療科目別の外来受付時間の「特記事項」等で、時間制限付の無料券を配布している旨を報告してください。

なお、システムでは(11) 医療機関の駐車場のコメント欄でも特記事項として登録することができます。

#### (12) 案内用ホームページアドレス

Q 1 当該医療機関を紹介するホームページであれば、どのようなホームページであっても報告できるのでしょうか。

A 1 当該医療機関の開設者が作成しているホームページを報告してください。

なお、平成30年6月から、ホームページも医療広告として取り扱われています。(ただし、一定の要件を満たした場合は、広告可能事項でない事項も広告可能となります。)

このため、ホームページの内容等については、平成30年5月に示された「医療広告ガイドライン」に留意してください。ガイドラインに反する内容の場合には、システムから登録されたアドレスを削除することもあります。

#### (18) 院内処方の有無

Q 1 通常の外来では100%院外処方ですが、時間外には院内処方をしている場合、とにかくわずかでも院内処方をしていれば、「有」として報告するのですか。

A 1 通常の外来で原則院外処方ということであれば、「無」を選択してください。

#### (19) 対応することができる外国語の種類

Q 1 予約等なく外来受付に患者の方がこられた場合を想定して報告すればいいのでしょうか。事前に連絡をいただければ対応できる言語もありますが、どのように記入すればいいのでしょうか。

A 1 予約等なく外来受付に患者の方がこられたときを想定して回答してください。

なお、事前に連絡して受診されるということですので、(15) 予約診療の項目では、予約診療が「有」になりますので、特記事項に「事前に連絡あれば〇〇語に対応できます」等として報告することが可能です。

## (24) 入院食の提供方法

- Q 1 病床を有しているが現在入院患者の受入を行っていない場合、どのように報告すればよいのですか。
- A 1 報告をしていただく必要はありませんが、入院患者がいた場合に入院食をどのように提供するか決めている場合は、記入してください。  
なお、「特記事項」で「現在入院患者の受入を行っていない」旨の報告をお願いします。
- Q 2 「02病床外の食事が可能」とは、具体的にはどのようなことをいうのでしょうか。
- A 2 病院によっては、病院内の病床以外の食堂等で入院患者の方が食事をとることも可能な場合があります。この項目はそのような場合を想定したものです。

## (26) 保険医療機関、公費負担医療機関その他の病院（診療所）の種類

- Q 1 特別養護老人ホーム等の施設内に設置している診療所については、「01 保険医療機関」は該当しますか。
- A 1 保険医療機関となることについて東北厚生局に届け出ている場合に該当します。  
ただし、通常、特別養護老人ホーム等の施設内の診療所では、保険医療機関としての届出を行わず、当該診療所内で行われた診察・診療等の診療報酬については、診察・診療等を行った医師の所属する医療機関から請求が行われています。  
このような場合には、「01 保険医療機関」は該当しないこととなります。

## (10) 生活保護法指定医療機関

- Q 1 当院では生活保護に該当している患者を診療していますが、このような場合は該当するものとして報告してよいでしょうか。
- A 1 生活保護法の指定医療機関である場合には、指定医療機関になる旨の申請を県に行っていただき、指定された場合にはその旨通知されています。  
既に生活保護に該当する患者を診療されているということであると指定されているということになると思われますが、指定通知を確認の上、報告をお願いします。

## (25) 地域医療支援病院

- Q 1 当病院では、地域の医療機関との連携を進めるための専門の部署を設けておりますが、このような場合は地域医療支援病院に該当するものとして記入してよいでしょうか。
- A 1 地域医療支援病院とは、医療法第4条の規定により地域における医療の確保のために必要な支援について要件を満たし、県の承認を得ている病院をいいます。  
したがって、専門の部署を設けているだけでは地域医療支援病院には該当しません。なお、県内の地域医療支援病院は山形市立病院済生館、鶴岡市立荘内病院、公立置賜総合病院、日本海総合病院、山形県立中央病院、米沢市立病院の6病院です。(令和2年10月1日現在)。

**(28) 治験（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律に規定するもの）の実施の有無及び契約件数**

Q 1 治験を実施している場合、前年度の契約件数を記載することになっていますが、いつからいつまでの実績の契約件数を記載することになるのですか。

A 1 令和元年度については、平成30年4月から平成31年3月までの治験に関わる契約件数を記入します。

**(31) 医療従事者の専門資格の種類及び種類毎の人数**

Q 1 常勤職員だけではなく非常勤職員の人数も報告するのでしょうか。

A 1 報告してください。

ただし、1か月に1度しか勤務がないなど勤務日数が非常に少ない場合には報告の必要はありません。

Q 2 当市では市医師会の協力を得ながら休日・夜間診療所を開設していますが、どの先生（医師）がいつ診療を担当されるかは、その月によって変わります。

このような場合であっても報告する必要があるのでしょうか。

A 2 報告の必要はありません。

Q 3 従来は専門医の資格のみ報告すればよいとされていましたが、報告しなければならない資格が増えたのですか。また、今後はどうなるのでしょうか。

A 3 平成21年度からは医師・歯科医師に加えて、薬剤師・看護師の資格についても報告していただく必要があります。報告の必要な医療従事者の種類や専門資格名は、厚生労働省の通知で定められており、医療広告を行うことが可能な専門資格名と一致しています。

なお、今後、報告していただく専門資格が増えていくことが想定されますが、定期報告の時期に併せて報告項目を整理して医療機関の皆様にお知らせするなど、配慮して参りたいと考えております。

**(32) 保有する施設設備**

Q 1 診療報酬の施設基準を満たしていないICUであっても、病院内に当該施設があるものとして記入してよいのでしょうか。

A 1 01集中治療室（ICU）～07母体胎児集中治療室（MFICU）については、各々基本診療料の施設基準等（厚生労働省告示）に規定する施設基準を満たすものに限られます。

したがって、診療報酬の施設基準を満たしていないICUについては、該当しないこととなります。

**(33) 併設している介護施設**

Q 1 特別養護老人ホームの医務室の場合、介護老人福祉施設は少なくとも該当するという点でよろしいのでしょうか。

A 1 そのとおりです。「(40)対応することができる介護サービス」についても同様の考え方で報告してください。



### (34) 対応することができる疾患・治療内容

Q 1 この項目について、いずれの領域においても該当がないことはあるのでしょうか。

A 1 保険医療機関である場合には、いずれかの項目が該当することになります。

ただし、自由診療のみの診療所や特別養護老人ホーム等の施設内の診療所のように保険医療機関でない場合には、当該医療機関において診療報酬点数が算定されないため、該当がないことになります。

Q 2 一次診療とはどの程度の診察を指すのでしょうか。

A 2 厳密に定義されている訳ではありませんが、初診の患者を診察するものと同等と考えてください。

したがって、保険医療機関である場合には、少なくとも標榜している科目に関連する診療領域については、一次診療の項目が必ず該当することになります。

Q 3 それぞれの領域において前年度の手術件数を記入する欄がありますが、ある手術について前年度までの実績があるものの、担当の医師が他の医療機関に移ったために、現在はその手術を実施することができません。

実績件数を記入してしまうと公表された情報を見て患者が受診することも考えられ、誤解を招かないよう報告しないこととしたいのですが、どうすればよいですか。

A 3 前年度の手術実績があっても現在対応できない場合は、その件数を記入しない取扱いとします。

Q 4 「18. 小児領域」の「小児食物アレルギー負荷検査」の項目について、食物アレルギーの患者が受診した場合には対応したいと考えているので、該当するものとして報告してよいのですか。

A 4 小児食物アレルギー検査とは、食物アレルギーが疑われる9歳未満の小児に対し、原因抗原の特定や耐性獲得の確認のために実施される食物負荷検査のことを言います。

厚生労働大臣が定める次の施設基準を満たすものとして東北厚生局に届け出た保険医療機関でなければ検査を実施し診療報酬を請求することはできません。従って、単に今後実施予定というだけでは該当するものとして報告することはできません。

- ・小児科を標榜している保険医療機関であること。
- ・小児食物アレルギーの診断及び治療の経験を10年以上有する小児科を担当する常勤の医師が1名以上配置されていること。
- ・急変時の緊急事態に対応するための体制その他当該検査を行うための体制が整備されていること。

### (35) 対応することができる短期滞在手術

Q 1 入院5日までの短期滞在手術については、一定の要件を満たせば、診療報酬で「短期滞在手術基本料3」を算定することができますが、当該基本料を算定していない場合は該当する項目がないことになるのでしょうか。

当院では、「短期滞在手術基本料3」は算定していませんが、4泊5日手術を実施している項目があります。

A 1 「短期滞在手術基本料3」を算定していない場合であっても、4泊5日手術を実施している場合は、該当する項目を選択して報告してください。

### (36) 専門外来の有無

Q 1 当院では専門外来がありますが、県通知による様式では、任意に記入できる29～32の番号ごとに1項目ずつ記入すると全部記入することができません。どのように記入すればよいのでしょうか。

A 1 番号1つごとに13文字記入できますので、「〇〇、△△、□□」のように記入してください。  
なお、システムに直接登録する場合には制限なく登録できるようになっています。

Q 2 専門外来であれば何でも報告してよいのでしょうか。

A 2 医療機関内において、特定の患者、部位、疾患及び治療を対象とする専門的外来を設置しているかどうかを報告しますが、医療法に基づき広告が可能な患者特性や治療方法であるものに限られます。

※ 医療法上、専門外来は現在広告することができる事項として認められておりません。

### (37) 健康診断・健康相談の実施

Q 1 健康診断や人間ドックの検査項目としていますが、一部外部の医療機関や検診機関で受診する必要がある項目については、どのように報告するのでしょうか。

当診療所では、乳がん検診（マンモグラフィー）を外部の検診機関で受診する方式を採用しています。

A 1 外部の医療機関や検診機関で受診する必要がある検査項目であっても、当該医療機関で健康診断及び人間ドックの申し込みを受け付け、受診者に対し当該医療機関から結果の通知が行われる場合には、該当するものとして報告してください。

ただし、この場合には、「(37) 健康診断・健康相談」中、「①健康診断」又は「②人間ドック」の「実施日等」を利用してその旨を報告してください。

（報告例）乳がん検診（マンモグラフィー）は外部検診機関で受診

Q 2 特別養護老人ホーム等の施設への入所者のみを対象に健康診断を実施していますが、その場合、健康診断は実施しているものとして記入するのでしょうか。

A 2 入所者に対する健康診断を実施している場合には、実施している項目を選択してください。

（当該情報をそのまま公表すると一般の方が来てしまうのではないかと心配をされる方が多いのですが、「(9-1) 外来区分」で、一般外来を受け付けていない旨をホームページ上でも公表しております。）

Q 3 検査項目について、健康診断及び人間ドックで実施している基本料金には含まれていませんが、オプションで追加できる検査項目についても、実施しているものとして報告してよいのでしょうか。

A 3 報告していただいて差し支えありません。

県通知による様式では24～28（5項目）は自由記載欄となっておりますので、そちらに御記入下さい。  
県通知の自由記載欄を使用する場合は、一つの項目に複数の検査項目を報告して頂いてかまいません。  
（例 〇〇、△△、□□検査 等）

なお、システム上は5項目以上の検査項目についても登録することができます。

Q 4 当院ではPET/CT健診を実施しています。検査可能項目に「22 PET」「23 CT」とありますが、どちらにも該当しませんので県通知の自由記載欄等で「PET/CT」と報告してよろしいのでしょうか。

A 4 自由記載欄で、「PET/CT」と報告してください。

### (38) 対応することができる予防接種

Q 1 事前の予約によりワクチンを準備すればできるものと、常備しているものがありますが、どちらを記載すればよろしいですか。

A 1 対応できるもの全てを記入してください。

なお、システムを利用する場合には、予約受付のコメント欄を利用して、ワクチン接種に事前予約が必要な旨を報告することができます。

### (44) 医療従事者の人員数

Q 1 県通知の様式では、従事者の種類について「1 医師」から「9 作業療法士」まで記入する欄がありますが、これ以外の医療従事者については記入する必要がないのでしょうか。

システムでは、「臨床検査技師」「臨床工学技士」「その他」の職員も登録できるようになっています。

A 1 報告していただく義務はありません。ただし、システムを利用する場合に医療機関の判断で任意に報告していただくことは可能です。

Q 2 医師の常勤換算後の人数が「0.1人」未満となり、小数点第2位を切り捨てると「0.0人」となります。そのまま「0.0人」と報告してよいのでしょうか。

A 2 常勤換算後の医師数が「0.1」以下となる場合には報告していただく必要はありません。その他の医療従事者についても同じ取り扱いとなります。

### (45) 看護師の配置（実質配置）状況

Q 1 入院患者数は前年度数で看護師数は報告日現在の数で計算してよろしいのでしょうか。

A 1 看護師数に極端な変動がない場合には、報告日現在の人数で計算していただいて結構です。

ただし、看護師数が前年度に比して大幅に変わっている場合には、実態との乖離を防ぐため前年度の看護師数を使用して計算してください。

### (50) 情報開示に関する窓口の有無

Q 1 当診療所においては、患者からの求めに応じてカルテ等の開示に応じていますが、情報開示に関する専用の窓口までは設置しておりません。このような場合、情報開示に関する窓口があるものとして報告してよいのでしょうか。

A 1 医療機関内で「カルテ等の情報開示について窓口で相談に応じている」旨の掲示を行ったりするなどの措置をとっている場合には、情報開示専用の窓口を設けていない場合であっても、情報開示に関する窓口があるものとして報告して差し支えありません。

(53) ②外来患者数

Q 1 特別養護老人ホーム等の場合、報告は必須でしょうか。必須の場合、前年度に嘱託医の診察を受けた入所者を嘱託医の勤務日数で除した数となるでしょうか。

A 1 そのとおりです。

**複数項目に跨るもの**

**有床診療所であるが病床の利用を行っていない場合の対応**

Q 1 当診療所では医療法上は病床を有しておりますが、医療従事者の確保が順調にいかないこともあって、現在のところ入院患者の受入は行っていません。このような場合でも、入院食の提供や選定療養など、有床診療所に関連する項目を記入しなければなりませんか。

A 1 (17) 面会の日及び時間帯 . . . . . 時間帯は報告の必要はありません。「特記事項」で  
に現在入院患者の受入を行っていない旨報告して  
ください。

(24) 入院食の提供方法 . . . . . 上記(17)の回答を参照してください。

(27) 選定療養 . . . . . 報告の必要はありません。

(44) 医療従事者の人員数 . . . . . 「うち病棟担当」欄は空欄としてください。

(45) 看護師の配置状況 . . . . . 報告の必要はありません。

(53) 患者数 の ①病床種別ごとの患者数 . . . . . 報告の必要はありません。

(54) 平均在院日数 . . . . . 報告の必要はありません。

改正履歴

| 年月日        | 主な改正内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成20.10.14 | 初版                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 平成21.10.23 | <ol style="list-style-type: none"> <li>「1 制度全般（指導も含む）」中、Q4を追加</li> <li>「2 報告の対象となる医療機関」中、Q1を修正。</li> <li>「5 報告の方法」中、Q1を修正、Q3及びQ4を追加、Q3をQ5に繰り下げ説明事項を追加、Q6及びQ7を追加。</li> <li>「6 報告の内容」中、「(8) 診療科目別の診療時間」のQ1を修正、「(31) 専門医の種類及び人数」を「(31) 医療従事者の専門資格の種類及び種類毎の人数」に訂正し、Q3を追加、(39) 対応することができる在宅医療にQ2からQ4を追加。</li> <li>その他 字句の修正等</li> </ol> |
| 平成22.10.22 | <ol style="list-style-type: none"> <li>「5 報告の方法」中、Q4を修正するとともに、Q3を削除しQ4からQ7を繰り上げ。</li> <li>「6 報告の内容」中、「(31) 医療従事者の専門資格の種類及び種類毎の人数」のQ3を修正。</li> </ol>                                                                                                                                                                                |
| 平成23.10.24 | <ol style="list-style-type: none"> <li>「1 制度全般（指導も含む）」中、Q4を修正</li> <li>「6 報告の内容」中、「(31) 医療従事者の専門資格の種類及び種類毎の人数」のQ3を修正。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                   |
| 平成24.10.30 | <ol style="list-style-type: none"> <li>「1 制度全般（指導も含む）」中、Q4を修正</li> <li>「6 報告の内容」中、「(12) 案内用ホームページアドレス」のQ1を修正。</li> <li>「6 報告の内容」中、「(21) 地域医療支援病院」のQ1を修正。</li> <li>「6 報告の内容」中、「(32) 保有する施設設備」のQ1を修正。</li> <li>「6 報告の内容」中、「(39) 対応することができる在宅医療」のQ1を修正するとともに、Q2を削除しQ3及びQ4を繰り上げ。</li> </ol>                                            |
| 平成25.10.   | <ol style="list-style-type: none"> <li>「6 報告の内容」中、「(12) 案内用ホームページアドレス」のQ1を修正。</li> <li>「6 報告の内容」中、「(21) 地域医療支援病院」のQ1を修正。</li> <li>「6 報告の内容」中、「(35) 対応できる短期滞在手術」にQ2を追加。</li> </ol>                                                                                                                                                  |
| 平成27.10.   | <ol style="list-style-type: none"> <li>「6 報告の内容」中、「(21) 地域医療支援病院」を「(25) 地域医療支援病院」に修正、A1を修正。</li> <li>「6 報告の内容」中、「(31) 特定疾患治療研究事業委託医療機関」、「(35) 小児慢性特定疾患治療研究事業委託医療機関」を削除。</li> <li>「6 報告の内容」中、「(39) 対応することができる在宅医療」のQ2、A2を修正。</li> </ol>                                                                                             |
| 平成28.10    | <ol style="list-style-type: none"> <li>「6 報告の内容」中、「(35) 対応することができる短期滞在手術」のQ2、A2を修正。</li> <li>「6 報告の内容」中、「(39) 対応することができる在宅医療」のQ2、A2を修正。</li> </ol>                                                                                                                                                                                 |
| 平成29.10    | <ol style="list-style-type: none"> <li>「6 報告の内容」中、「(12) 案内用ホームページアドレス」のA1を修正。</li> <li>「6 報告の内容」中、「(35) 対応することができる短期滞在手術」のQ2を削除。</li> <li>「6 報告の内容」中、「(39) 対応することができる在宅医療」のQ2を削除。</li> <li>その他、字句の修正等。</li> </ol>                                                                                                                  |
| 平成30.10    | <ol style="list-style-type: none"> <li>「6 報告の内容」中、「(12) 案内用ホームページアドレス」のA1を修正。</li> <li>その他、字句の修正等。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                      |
| 令和元.10     | 字句の修正等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 令和2.10     | <ol style="list-style-type: none"> <li>「6 報告の内容」中、「(35) 対応することができる短期滞在手術」のQ1を修正。「(39) 対応することができる在宅医療」を削除。</li> <li>その他、字句の修正等</li> </ol>                                                                                                                                                                                           |

医療機能情報提供制度に関する問合せ先

| 地区等              | 所轄保健所等                | 連絡先                                                      |
|------------------|-----------------------|----------------------------------------------------------|
| 山形市              | 山形市保健所<br>保健総務課医事薬事係  | 〒990-8580 山形市城南町1-1-1<br>霞城セントラル 4階<br>電話 023 (616) 7261 |
| 村山地区<br>(山形市を除く) | 村山保健所<br>保健企画課医薬事室    | 〒990-0031 山形市十日町1-6-6<br>電話 023 (627) 1180               |
| 最上地区             | 最上保健所<br>保健企画課医薬事担当   | 〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034<br>電話 0233 (29) 1256             |
| 置賜地区             | 置賜保健所<br>保健企画課医薬事担当   | 〒992-0012 米沢市金池7-1-50<br>電話 0238 (22) 3872               |
| 庄内地区             | 庄内保健所<br>保健企画課医薬事担当   | 〒997-1392 三川町大字横山字袖東19-1<br>電話 0235 (66) 5478            |
| —                | 山形県庁<br>健康福祉企画課医務調整担当 | 〒990-8570 山形市松波2-8-1<br>電話 023 (630) 3158                |